

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)										
事務事業名	運動広場等整備事業				担当者	富田 守				
所管部課名	建設整備課				事業の根拠 (根拠法令)	薩摩川内市運動広場等設置要綱				
事業の種類	☐ ソフト事業 ☒ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理									
総合計画上の 位置づけ	施策の 基本方針	政策 (章)	都市力を創出するまちづくり			主要施策 (節)	公園緑地の整備			
						施策 (項)	運動公園の整備			
予算科目 等	会計	一般会計			款	土木費				
	項	都市計画費			目	公園緑地費				
	事項	公園管理事業費			細事項	公園管理事業費				
事業の概要										
地域住民の健康増進及び親睦を図るとともに、幼児及び児童の健全な遊び場として運動広場及び児童遊園を整備し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。										
2 事務事業の実施 (Do)										
事業の 内容	対象 (誰を、何を 対象とする 事業か)	地域の自治組織等			事業開始年度		平成16年度			
	手段 (市がどの ような活動 をするか)	整地及び側溝等整備による運動広場等 整備			活動指標 (市として何を行 うか?)	指標名	箇所			
						最終目標値				
						最終年度				
	意図 (どのような 目的で事業 を行うか)	運動広場等を整備することにより、地域住 民の交流の場及び健康増進の場として利 用を図る。				成果指標 (活動をした上 で、目標となる成 果をどのように設 定するか?)	指標名			
							最終目標値			
最終年度										
経費及び 指標の 推移	項目	単位	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算額	平成25年度 見込み	平成26年度 見込み			
	事務事業費	千円	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000			
			工事請負費	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000		
	要員配置状況	人	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014			
			職員	0.014	0.014	0.014	0.014	0.014		
			嘱託員							
			臨時職員等							
	活動指標の推移	箇所	1	1	2	1	1			
成果指標の推移										
財源 内訳	千円	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000				
		国・県支出金								
		その他								
		一般財源	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000			

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当でない (上記選択の理由) 健康増進及び地域住民の交流の場として身近な運動広場が必要とされているが、市で設置管理している運動公園等は箇所も限られており、グラウンドゴルフ等の普及に伴い、地域に密着した運動広場等の整備が望まれている。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市で実施すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 設置要綱で「当該地域に地域住民が利用できる広場がないこと」を要件としており、市で設置管理している運動公園等の利用が不便な地域に対して実施するものである。
	事業費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) 整地及び石粉散布による面整備と排水設備等の簡易な整備であり、過度な整備は行っていないが、面積が1000㎡を超えるため1箇所当たり1,000千円近い経費に係る。
効率性	人件費の削減余地 ☐ 削減余地がある ☒ 削減余地はない (上記選択の理由) 事務は申請受付から現地確認、工事設計書作成から発注、完成検査となるが軽微なものである。
	成果の達成度 ☐ かなり高い ☒ やや高い ☐ 低い (上記選択の理由) 地域の要望が強く地域活性化の効果大である。
有効性	成果の向上余地 ☐ かなりある ☒ ある程度ある ☐ ほとんどない (上記選択の理由) グラウンドゴルフ場としての整備要望が多いが、他の利用促進について地域内の工夫、調整が必要である。
	4 事業の改革・改善の方向性 (Action)
内部評価(一次)	内部評価結果 今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 上記方向の理由 少子化から幼児等の遊び場としての整備要望は少なく、高齢化社会に伴う運動広場の整備要望が強い。今後も継続していく必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 現状のまま継続
	外部評価結果 事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 外部評価結果のまとめ

(目的)

第1条 この告示は、地域住民の健康増進及び親睦を図るとともに幼児及び児童（以下「幼児等」という。）に健全な遊び場を与えることによって情操を豊かにし、その健やかな育成に寄与するため、運動広場等の設置基準、管理等に関し必要な事項を定めて住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「運動広場等」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づかないもので、次に掲げる施設をいう。

- (1) 運動広場
- (2) 児童遊園

(設置基準)

第3条 運動広場等を設置する場合における当該運動広場等は、次の表に掲げる区分、設置条件、面積及び利用者数に適合するものでなければならない。

区分	設置条件	面積	利用者数
(1) 運動広場	ア 地域住民が当該運動広場を利用するに当たり、衛生環境その他の環境が良く、かつ、当該運動広場が集落に近接していること。 イ 当該運動広場の用地は、公有地にあつては、5年以上運動広場としての供用が見込まれること及び私有地にあつては、5年以上運動広場としての供用が見込まれ、かつ、当該地域の自治組織又は住民において提供できるものであること。 ウ 当該地域に当該運動広場のほかに地域住民が利用できる広場がないこと。	1,000平方メートル以上	20人以上
(2) 児童遊園	ア 幼児等の遊び場が不足する地域で、特に当該児童遊園の設置が必要とされること。 イ 前号ア及びイの規定は児童遊園について準用する。	1,000平方メートル以上	20人以上

(運動広場等の整備)

第4条 運動広場等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより整備するものとする。

- (1) 運動広場 市が1運動広場につき100万円以内の額をもって整地、外柵等の施設を整備する。
- (2) 児童遊園 市が1児童遊園につき100万円以内の額をもって必要な施設の整備をする。

(運動広場等の設置申出)

第5条 運動広場等の設置の申出は、当該地域の自治組織又は住民の代表者10人以上の者が連署をもって行うものとする。

- 2 前項の申出は、運動広場等設置申出書（様式第1号）を市長に提出することにより、行わなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により申出があったときは、現地確認を行い、運動広場等の設置に係る調書（様式第2号）によって審査し、設置基準に適合したものを予算の範囲内において整備するものとする。

(管理)

第6条 市長は、運動広場等を新たに整備したときは、その都度、速やかに運動広場等管理簿（様式第3号。以下「管理簿」という。）を作成するものとする。

- 2 運動広場等の管理については、管理簿により、当該地域の自治組織がそれぞれ行うものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、運動広場等の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川内市ちびっこ広場等設置要綱（昭和53年川内市告示第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年4月1日告示第156号）

この告示は、告示の日から施行する。

運動広場一覧表(川内市)

番号	名称	所在地	面積(m ²)	所有者
1	湯之元 運動広場	湯田町湯太丸6744	1,529	
2	あさひ 運動広場	中村町前水流7126	3,905	
3	田海 運動広場	田海町小山口2134	777	
4	若宮原 運動広場	永利町若宮原1183	1,100	
5	白浜 運動広場	白浜町八幡ノ上352-1	450	
6	上田海 運動広場	田海町越ノ角7704 7705	900	
7	石神 運動広場	永利町宮田1061-6	800	
8	大明神 運動広場	平佐町撫島3480-1 3480-2	1,249 661	
9	中間 運動広場	城上町瀬戸口3422	800	
10	小倉 運動広場	小倉町茶円783-4	999	
11	前畑 運動広場	中郷町前畑798	1,012	
12	桜井 運動広場	上川内町桜井	3,778	
13	内門 運動広場	湯田町猿渡2135 2136-2 2134	664	
14	川原段 運動広場	陽成町田畑653 654	2,832	
15	今寺 運動広場	城上町西畑810 811	1,394	
16	赤沢津 運動広場	宮崎町外畑2594 2595	1,213	
17	西方 運動広場	西方町養原2967	1,028	
18	風口 運動広場	御陵下八牟田2789 2792	978 631	
19	川永野 運動広場	川永野町川永野6743	1,485	
20	宮崎原 運動広場	宮崎町宮崎原2710-イ	2,449	
21	一条殿 運動広場	陽成町山口7057-3	823	
22	尾白江 運動広場	尾白江町馬場3515-1 3515-2	247 542	
23	木場茶屋 運動広場	木場茶屋町前田8033-1	1,497	
24	陽成町中麦 運動広場	陽成町小丸3182-1	1,011	
25	矢倉崎 運動広場	矢倉町矢倉崎4238-1	1,654	
26	宮崎 運動広場	宮崎町餘村2026		
27	楠元町辻 運動広場	楠元町辻2149-1	1,322.31	
28	国分寺町国府 運動広場	国分寺町中当田3833 3834 3835	803.29	
29	高城町本町 運動広場	高城町辻992	957	
30	湯田中州 運動広場	湯田町中洲1049-1 1050-1	5,715 4,486	
31	四枚 運動広場	陽成町中坪5518-2	1,895.54	
32	草道下 運動広場	水引町麦見 527-1 534 539 538 542 529	112 835 568 1,875 914 378	
33	東浜田 運動広場	水引町一町田下3393-5 3393-6	628 866	
34	青山 運動広場	青山町島田3612	967	
35	西方 運動広場	西方町城之尾425 424-1 435	921 412 1,006	
36	高城川 運動広場	高城町高山2101	2,101	
37	吉川運動広場	城上町宮ノ下7416-1 7432	1,290	
38	木場茶屋 運動広場	木場茶屋町字前田8034	1,103	

運動広場一覧表(薩摩川内市)

番号	名称	所在地	面積(m ²)	所有者	概要	工事費(千円)
39	皿山 運動広場	天辰町増手1297 天辰町増手1295-2	1,531			
40	今寺 運動広場	城上町574-4	1,100			
41	下塚運動広場	城上町4459 城上町4459-1 城上町4460	659 971 823			
42	平佐麓運動広場	平佐町梅ヶ橋1905-1	1,000			
43	城上平久保運動広場	城上町平久保	5,414			
44	喜入運動広場	平佐町字梅ヶ橋1886-1	995		A=1000m ² ダスト舗装1000m ² 排水工39m	1000
45	五社下運動広場	東郷町斧淵1244-2 東郷町斧淵1244-3	798 802		A=1000m ² ダスト舗装1000m ² 暗渠排水工53m 簡易水洗トイレ1基	1000
46	高城運動広場	高城町高山4387-1 高城町高山4390-1 高城町高山4393-1 高城町高山4394-1	386 819 860 902		A=2760m ² ダスト舗装2760m ²	1000
47	百次運動広場	百次町今村2295-1 百次町今村2297-1 百次町今村2321-1 百次町今村2319	70 2,134 898 89		A=2200m ²	1000

平成22年度及び平成23年度 運動広場等整備事業実施箇所

平成22年度実施箇所

■喜入運動広場(平佐町)

工事費1,000千円

工事概要 整地工A=1,000㎡ フェンス設置 排水路設置 ダスト舗装(石粉敷均し)



全景 24.5.22



グラウンドゴルフ(ゴールポスト位置マーク)

平成23年度実施箇所

■五社下運動広場(東郷町)

工事費1,000千円

工事概要 整地工A=1,000㎡ 暗渠排水 ダスト舗装(石粉敷均し) トイレ設置



全景 24.5.22(看板は地域の手作り)



ダスト舗装状況

平成24年度 運動広場等整備事業実施箇所

■高城運動広場(高城町)

工事費1,000千円

工事概要 整地工A=2,760㎡ ダスト舗装(石粉敷均し)



予定地全景 24.5.8



工事状況 24.5.22

■百次運動広場(百次町)

工事費1,000千円

工事概要 整地工A=2,200㎡ ダスト舗装(石粉敷均し)



予定地全景 24.5.22



予定地全景 24.5.22

外部委員評価作業シート

番号:

事務事業名:運動広場等整備事業

○視点別評価

委員名

視 点	事 務 事 業 を 評 価 す る 際 の 着 眼 点
妥 当 性	・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効 率 性	・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有 効 性	・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	■ 妥当性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 効率性 ⇒ □ 高い □ 低い ■ 有効性 ⇒ □ 高い □ 低い

○評価区分

区 分	評 価 の 理 由	チェック
現状のまま継続	・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である	
見直しの上で継続	拡大 ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
	統合 ・他の事務事業と統合すべきである	
	手段の改善 ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・市民ニーズの再把握が必要である	
	移管 ・他の課・部署へ移管すべきである	
	縮小 ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある	
休 止	・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。	
廃 止	・市で実施する妥当性がない	
	・目的の達成手段として不適切である	
	・事業効果がない又は低い	
	・実施の必要性がない又は低い ・他の事業と重複している	
今後の改革の方向性	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）

■評価■（今後の改革の方向性）

■付記する意見■